

身体拘束適正化指針

株式会社 神戸在宅リハビリテーション事業団は、すべての利用者さまの尊厳と人権を守ることを最優先とし、身体拘束や行動制限を行わないことを原則とします。

1. 基本方針

1. 身体拘束の原則禁止

身体拘束は、利用者さまの基本的な人権を侵害する行為であり、原則として行いません。

2. やむを得ない場合の対応

利用者さまや他の方の生命・身体を守るため、他に方法がない場合に限り、最小限・一時的な身体拘束を行うことがあります。

その際は「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件をすべて満たす必要があります。

3. 説明と記録

実施の際は、本人・ご家族に十分な説明と同意を得て行い、内容・理由・期間などを記録し、速やかに見直します。

2. 職員教育と体制

- 全職員に対して、身体拘束の適正化に関する研修を定期的実施します。
- 「身体拘束適正化委員会」を設置し、発生防止・再発防止に継続的に取り組みます。

3. おわりに

当社は、利用者さま一人ひとりが安心して生活できる環境を守り、身体拘束のない、尊厳あるケアの実現に努めてまいります。

制定日：2022年4月1日

株式会社 神戸在宅リハビリテーション事業団